

議員と語ろう!

町議会町民会議開催のお知らせ

この会議は、広く町民の声を町政や議会活動に反映させ、町民の生活や環境を改善するため開催する藤里町議会主催の会議です。

議会で審議された内容、予算、要望事項の処理状況等を報告します。町政・議会に対する提言などをお聞きする貴重な機会として多くの皆さんの参加をお待ちしております。

日 時	会 場
7月 3日 (火) 午後7時	藤里町総合開発センター
7月 4日 (水) 午後2時	中通会館、金沢体育館
7月 5日 (木) 午後2時	大沢けやきの館、矢坂会館
7月 6日 (金) 午後2時	柏毛交流センター、米田交流会館すばり

※藤琴地区以外は、議員が2班に別れて参加します。

※この他、団体等から要請があった場合は、随時開催します。詳細については、議会事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】藤里町議会事務局 ☎ 79-2296

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

◎児童扶養手当

離婚などで父または母と生計をともにしていない児童や父または母に障がいがある児童を支援する制度です。児童が18歳になる年の年度末まで（児童に障がいがある場合は20歳になる月まで）、父または母、養育者に支給される手当です。（ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。）

支給額（平成30年4月分より）

	支給月額（所得による）	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	42,500円	10,040円	6,020円
一部支給	42,490円～10,030円	10,030円～5,020円	6,010円～3,010円

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻状態にある場合を含む）したとき
- ・対象児童を養育しなくなったとき
- ・対象児童が施設に入所することになったとき

◎特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

支給額（平成30年4月分より）

等 級	支給月額（障がいの程度による）
1 級	51,700円
2 級	34,430円

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障がいを事由とする公的年金を受けるようになったとき
- ・対象児童を監護あるいは養育しなくなったとき

【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113